

補助金等取扱基準

補助金等の名称	スケート選手強化事業施設使用料補助金
補助事業等の標目	スケート競技の強化事業を実施する諏訪市スケート協会に対してスケート場使用料に係る補助を行うことにより、スケート選手の育成及び強化を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市スケート協会
補助対象経費	強化練習に要するスケート場使用料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、243,000円を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	諏訪市スケート協会から提出される実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成4年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> <p>平成4年3月に閉場した諏訪市スケート場の代替措置のため、3年を超えて補助する必要がある。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

平成30年 1月31日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 3年11月9日 一部改正 (令和 3年11月9日 施行)